

令和4年12月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和4年12月26日 午後1時30分		
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ☒欠席 ㊟遅刻 ㊟早退)		
○ 1 番 野中 孝 ☒ 2 番 瀬川 靖典 ○ 3 番 佐次川 茂 ○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一 ○ 7 番 武部 文男 ○ 8 番 太田 重敏 ○ 9 番 梶山 達男 ○ 10番 崎村 康子 ○ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳 ○ 13番 松永 勝也 ☒ 14番 高田 良彦 ○ 15番 田中 康 ○ 16番 松本 由美子 ○ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂			
出席農業委員数 16名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)	○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次 ○ 増山 新太郎 ○ 末永 勇 ○ 鈴立 企一 ○ 百枝 純治 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘 ○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 瀬川 伸清 ○ 松本 覚二		
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二	
主 査 桃田 忠邦			
7. 議 長	吉 原 順 穂		
8. 議事録署名委員の指名			
8 番 太 田 重 敏	10 番 崎 村 康 子		

事務局長

皆様、こんにちは。本日の欠席委員は、農業委員2番 瀬川委員、14番 高田委員、推進委員3番 岩木委員、4番 山口委員、5番 濱崎委員、15番 紙本委員、16番 北川委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

一昨日のファシリテーター研修につきましては、足元の悪い中、ご参加いただきました委員の皆様方、ありがとうございました。お疲れ様でした。

前会長のことにつきましては、皆さんご存じのことと思いますが、このことにつきましては、本人より委員及び会長職についての辞職願が12月1日付けで提出をされました。これを受けまして、12月19日10時より臨時総会を開催いたしまして、松浦市農業委員会会長及び委員の辞任の同意について、同意を「可」とすることで決定をいただいたところでございます。

また、その後、新しい会長及び会長職務代理者を選任していただきました。会長には、吉原順穂委員、会長職務代理者には、武部文男委員、お二人が選任をされました。任期につきましては、いずれも前任者の残任期間となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それから、今回中立委員の辞任ということになりましたけれど、委員の欠員が生じた訳ですが、この補充につきましては、ここで若干説明をしたいと思います。まず、中立委員という立場の方はどういう方かということで、農業委員会の所掌事務、権利の取得、移動や転用等ですね、これに関することに関係を有しない方となっております。例えば、司法書士だったり、行政書士、商工業者、教育関係者等が該当されます。農業を経営されてない方ということになります。今後、農政協力員さんを通じて、回覧文書で推薦及び募集をかけていきたいと考えておりまして、期間につきましては、来年1月4日から31日までの28日間としております。これにつきましては、市のホームページでも掲載し、広く募集をしたいと思っております。それでは、吉原会長のご挨拶をいただきまして、12月の総会を開催したいと思います。

会 長

皆様こんにちは。12月18日以来、約一週間、大変厳しい寒さが続いておりましたが、今日は暖かいと言えば語弊があるかもしれませんが、大変過ごし易い気候となっております。新年も今日のような日和だと天気予報を見まして、大変忙しい時に良かったなと感じております。そんな中で、12月の定例総会をご案内いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。2022年、令和4年は本当に激動の1年でした。ロシアのウクライナ侵攻、それによりまして小麦を初め多くの商品の大変な高騰、新型コロナウイルスにおきましては3年目を経過する訳ですが、これも国内の消費経済の大変な低迷をきたしました。また、燃油が高騰いたしまして、物流価格の高騰、急激な円安に動きまして、飼料肥料、その他生産資材の高騰とか、輸入する物が大変円が安いものですから、値段が上がってしまいます。一時は150円にもなりまして、大変だなと思っていたら、今日辺りは132円ぐらいに値を戻して、輸入するのにも飼料辺りはいくらか、まあ違ってくるのじゃないかなと感じております。食料も肥料も3年前の1.5倍で2年前の10月ですか、穀物の濃厚飼料ですね、反当たり6300円だっ

たのが現在10万円を超えているという新聞報道も見て、これは大変な事だなと思っております。息子に、今が一番底だから、今頑張れって、必ず先には良くなるから、今が辛抱のし時だと、私が今経営をしていないものですから、そう言ってはっぱをかけたら、お父さん、希望的観測ではいけないよと言われて、希望的観測って希望を持たないと仕事はできないじゃないかと思いましたが、言うとな怒るので言わなかったですけど、やっぱりもう3年続けて一番底にあるので、もう昇っていきますよ。コロナによる移動制限も緩和されましたよね。それから訪日外国人の方も随分と増えてきておられます。そうするとやっぱり消費経済は上を向いてくると私は思うんですよね。消費経済が上を向くということは、食べ物辺りが真っ先に影響してくるのではないかなと思いますから。ここは畜産農家の方も沢山いらっしゃいますから、牛の値段もいい時の半分ねってがっかりしないで、もう肥育農家も少しずつ買いただいただけるのではないかと、希望的観測で私はそう思っております。さて、松浦市農業委員会の出来事でございますが、前会長の件につきましては、皆様方にも大変お世話、ご心配をおかけした訳ですけども、どういった理由かは、私は分からないんですよ。不起訴処分ということで、釈放と言いますか、起訴されないということですから、自由の身になっておられます。しかしながら、自分が犯した過ちはやっぱり今からも背負っていかなければならないということで、皆様方には大変なご心配をおかけしましたということで、私の方から皆様方によりしくお詫びの気持ちを伝えてくださいということでしたので、皆様方どうぞよろしくお願いいたします。そして、12月22日に江迎で鳥インフルエンザが発生しまして、23日には色んな関係機関総出で処理をして埋却を終了されております。それに伴って、ここにおられます福守事務局長さん始め事務局の皆様方も車両の消毒と監視を夜も寝ないで頑張られていたということで、本当にご苦労様でした。ありがとうございました。暗い話ばかりしましたが、今度は明るい話をしておかないといけないと思います。12月11日、全国放送30分番組、日本のちからで、鷹島の太石委員さんの日常の様子が放送されました。取り分け、小学生の息子さんの牛を可愛がる様子、後継者がしっかりと育っていて、楽しく嬉しく見させていただいたのは、私だけではなかったと思います。本当におめでとうございます。移動制限の解除、訪日外国人の増加、円高基調等々で必ず景気は上向くと信じております。皆さん、希望を持って今からもやっていきましょう。会長挨拶が大変長くなりまして、皆からよく注意されるんですけど、また長くなってしまいました。お詫びをいたします。

今から、報告事項が4件、付議事項4件、その他協議事項に入らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、議事録署名人の指名に入ります。8番太田委員、10番崎村委員にお願いをいたします。

続きまして、各種報告に移ります。まず農地移動適正化あっせん事業報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは各種報告をさせていただきます。農地移動適正化あっせん事業報告が3件ございます。

1件目です。申出人、星鹿町下田免■■■■、■■■■氏。相手方は、調川町松山田免■■■■番地、■■■■氏。種類は売買で、対象地は調川町白井免字平田■■■■から松山田免字田原字■■■■までの3筆、地目は全て田で、面積は4,715㎡です。あっせん状況は、8月29日に申出、11月7日にあっせん会、11月22日に調印式を終えております。

次に、相手方、調川町松山田免■■■■番地、■■■■氏。種類は売買で、対象地は、調川町松山田免字北ノ下■■■■番、地目は田、面積は935㎡です。あっせん状況は8月29日申出、11月17日にあっせん会、11月30日に調印式を終えております。

次に、相手方、調川町松山田免■■■■番地、■■■■氏。種類は売買で、対象地は調川町松山田免字牟田■■■■、地目は田、面積1,101㎡です。あっせん状況は、8月29日申出、11月24日あっせん会、12月5日に調印式を終えております。1件目の報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただ今報告が終わりました申出人、■■■■氏のあっせん報告について、あっせん委員さんのご報告をお願いいたします。推進委員11番坂本委員お願いいたします。

推進委員 推進委員11番の坂本でございます。たくさんあっせんがございまして、5件ほどですね。やっと12月5日までに3件終了しまして、ほっとしたところでございます。あっせんが成立して有難かったと思っています。以上です。

議 長 大変ご苦労様でした。ありがとうございました。続きまして、申出人、■■■■氏のあっせん報告について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2件目の■■■■氏の分につきましては、先月報告分からあっせん状況の進捗がございませんので、3件目を報告させていただきます。

申出人は、志佐町高野免■■■■、■■■■氏。相手方は志佐町里免■■■■番地、■■■■氏。種類は売買で、対象地は志佐町里免字砂入■■■■から■■■■までの3筆で、地目は全て田、合計面積は2,666㎡です。あっせん状況は、10月31日に申出、12月12日にあっせん会を開催しています。3件目は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。あっせん委員さんのご報告をお願いします。推進委員7番末永委員お願いいたします。

推進委員 推進委員7番の末永です。今月12日6時より、■■■■さんと■■■■さんのあっせん会を行いました。結果ですね、双方とも合意が成立し、本日26日6時から調印式を行う予定となっております。このほ場は買い手の■■■■さんが長年小作しておられました。私も■■■■さんに勧めたところです。■■■■さんは、今兼業です。頑張って農業を行っておられます。何ら問題は無いと思っておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 あっせん本当にありがとうございました。お疲れ様でした。
以上の報告について、各委員さんから何かご意見はございませんか。
無いようでございます。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてから、2ページ提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について説明いたします。
 こちらは全て先ほどのあっせん事業の成立による合意解約となったものです。
 こちらにつきましては、内容は簡略して説明させていただきます。1件目は、貸人、■■■■■氏。借人、■■■■■氏で、農地の表示は記載のとおりでございます。通知日は11月22日で同日受付となっております。2件目は、同じく■■■■■氏、■■■■■氏の分です。農地の表示は記載のとおりでございます。こちら通知日は11月30日で同日受付となっております。3件目も■■■■■氏と■■■■■氏の分です。農地の表示は記載のとおりで、通知日は12月5日で同日受付となっております。
 議案は2ページをご覧ください。

事務局 次に申請事件の処理状況です。(以下、資料の読み上げ)

農地法関係

令和4年11月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	■■■■■	■■■■■	駐車場用地	679 ㎡	R4.12.15許可

事務局 次に提案事件の集計表です。(以下、資料の読み上げ)

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転	3	6,751 ㎡		6,751 ㎡
利用権設定	14	12,393 ㎡	12,590 ㎡	24,983 ㎡
賃貸借	9	10,264 ㎡	2,373 ㎡	12,637 ㎡
使用貸借	5	2,129 ㎡	10,217 ㎡	12,346 ㎡
計	17	19,144 ㎡	12,590 ㎡	31,734 ㎡

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	1	2,129 ㎡		2,129 ㎡

承認関係

内 容	筆数	面		積
		田	畑	計
荒唐農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について	2	760 ㎡	115 ㎡	875 ㎡

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございますか。

委 員 (なし)

議 長 意見なしと認めます。進行します。なければ報告どおりとさせていただきます。

それでは、付議事項に移ります。4ページをお開きください。議案第91号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案の説明の前に、お手元の議案の4ページ第91号の会長名が空欄になっております。こちらに、吉原順徳会長のお名前をフルネームでご記載いただきたいと思います。また、議案18ページの第92号、議案23ページの第93号、こちらにつきましても吉原順徳会長のお名前をご記入をお願いいたします。最後に、29ページの議案第94号につきまして吉原会長のお名前をお願いいたします。非農地通知を交付する際には吉原会長名ですので、よろしくお願いいたします。

それでは議案の説明に入ります。議案は4ページでございます。

議案第91号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和4年12月27日としております。5ページから10ページまでは、あっせん事業により売買された所有権移転分が3件です。12ページに、上から賃貸借再設定分2件と賃貸借新規分が6件、使用貸借新規分が4件の各筆明細を添付しております。

最後の使用貸借新規分の4件中1番と2番の借人[黒塗り]株式会社ににつきましては、一般法人になりますので、担当係長から一般法人が計画をすることについての説明を行います。12ページの使用貸借の分です。

事務局 それでは、議案12ページ使用貸借新規分の1番と2番について補足説明をさせていただきます。これは、一般法人が農地を借りるものでございます。農家以外でも要件を満たせば法人でも農地を借りることが出来ることになっております。今回の一般法人は[黒塗り]株式会社といいまして、主に太陽光発電等の電気工事業を主とした法人となっております。農業を主とした会社になっておりませんので、何かあった場合には直ぐに契約を解除できるように、解除条件付の契約となります。議案の15ページを見ていただきますと、これまでの共通事項の追加として解除条件に関する事項というのが追加されております。一般法人が農地を借りる場合には要件が3つございます。一つ目に貸借契約に解除条件が付されていること。今ご説明した解除条件付の追加事項。これが、解除条件が契約に付されているということになります。二つ目が、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと。となっております。これは地域の農家の集まりや活動に法人が参加するこ

とや地域のルールに従うことが記載されております確約書を法人からいただいております。最後の三つ目が、業務執行役員は一人以上、農業に従事することとなっております。以上の要件は、事前に事務局で確認をさせていただいております。また、農機具もトラクター、動噴、モアー、乗用草刈機、トラック等を所有されておまして、[]株式会社の農地貸借については、問題はないものと考えております。なお、今回の借りる農地は、今福町北免の満場という所になっておりますが、全体で8反ほどありまして、しばらく耕作されていない、かなり荒れている農地になっております。まずは整地作業が必要な状況になっております。営農作物は、アボカドの露地栽培を計画されておまして、まずは苗木を実験的に定植いたしまして、しばらく生育状況を確認するということから、まずは一年間の使用貸借となっております。今後順調にアボカドが栽培できるようであれば、周辺の農地を更に規模拡大していくような計画となっております。補足説明は以上でございます。それでは、それぞれのご担当の計画内容をご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりました。ここでしばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

このアボカドのことについて、今日の長崎新聞にも載っていましたね。西海町のみかん農家の方でしたかね。その前は新潟の方も載っていましたね。ほとんど国産が無くて、アボカドは輸入品です。ネットで見たのですが、収穫時期が10月から2月までで普通の果物が無くなる時。温暖な地域が良いということで、鹿児島とか愛媛とか何県かは一生懸命推進して取り組んでおられるようです。前々会長の[]さんにお話し聞きましたら、ハウスで3度以下にならないように加温器をセットしていますということでした。ピンカートンという品種の大きなアボカドで、今5年目で、1本の木に40から50個生っているということで、売り先はどうしているのか聞きましたら、ふるさと納税の返礼品として海のふるさと館の方で取っていただいているということで、1個1500円で4個入りを納めているということでした。非常に単価的にもいいとですよ。ただ栽培の実績者が少ないので、この[][]さんも一生懸命手探りの状態で勉強しながら取り組んでいかれるということで、是非[]さんの方が露地で作ることができるのであれば、また農家も荒廃農地対策で、それと収益向上を狙って取り組むことができますから、是非成功していただきたいなと私は思っております。すみません、時間を取りました。

皆さん、何もございませんか。無いようですので、議案第91号農用地利用集積計画の決定については計画どおり決定させていただきます。

続きまして、18ページ、議案第92号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。本議案については農業委員関係分となりますが、分割して審議したいと思います。各筆明細の貸貸借については、私の関係分ですので、ここで退席をし、会長職務代理者の武部委員に議長を交代します。よろしくお願いいたします。

～ 吉原会長 退席 ～

議長 初めですので、少し緊張しています。頑張ります。どうぞよろしくお願い（職務代理者）いたします。

それでは、議案第９２号農用地利用集積計画の決定について。委員関係分、貸貸借新規分について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第９２号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和４年１２月２７日としております。議案の１９ページをご覧ください。貸貸借新規分１件、こちらについてのご審議よろしくお願いいいたします。

議長 何か意見があるでしょうか。何かあるようでしたら挙手をお願いいたします（職務代理者）す。ありませんでしょうか。

委 員 なし。

議長 なければ、議案第９２号農用地利用集積計画のうち、委員関係分貸貸借新規分について計画どおり決定したいと思います。

それでは、議長を交代いたします。よろしくお願いいいたします。

～ 吉原会長 着席 ～

議 長 議案第９２号農用地利用集積計画の決定について、各筆明細の使用貸借新規分について該当される委員さんのご退席をお願いいたします。武部委員お願いいいたします。

～ 武部委員 退席 ～

議 長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 同じく議案は１８、１９ページでございます。議案第９２号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和４年１２月２７日としております。使用貸借新規分１件のご審議をよろしくお願いいいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。皆さんから何かご意見はございませんか。

推進委員 （挙手：百枝委員）

議 長 はい。百枝委員どうぞ。

推進委員 すみません。もうちょっと早く聞けばよかったのですが、もう一つ前の議案のことで、 さんの使用貸借1年ということで期限付きの契約ですよね。これは無償となっていますね。1年経った後の契約内容を確認しておりませんが、もしかしてずっとこの条件で永遠的に無償というのを地主さんが認めていかれるものか、それかお互い話し合って、ぼちぼち幾らかくださいということで条件が整えられるものか、ちょっと勉強させてください。（百枝委員）

議 長 ただ今のご意見に事務局の説明をお願いいたします。

事務局 先ほど私の方からご説明した中で、その農地に露地でアボカドが生育するかどうかということで、まだ分からない部分がありますので、まずは1年間使用貸借という形で無償でということで、これは武部委員さんがその地区の担当であられて、農地の所有者の方とその辺は調整をされて今回無償ということでの計画になっているんですけど、上手くアボカドが成長するようであれば今後は賃貸という形で変更するというようなことで考えておられるということです。まずは実験的なことで考えておられるので無償ということです。以上です。

議 長 よろしいでしょうか。先ほどから私も何も分からないでお話している訳ですが、松浦には無霜地帯が何地区かあるもので、今の満場という所も霜は降りないとですかね。ぎざが浜は一年中ジャガイモが出来ていますよね。そういった所、星鹿半島とか青島とか海岸地帯で松浦はいいとじゃないかなと思いますし、水が沢山いるそうです。根が浅いもので。冠水するもので、水が無い所ではちょっと栽培は難しいということを 先生はおっしゃいました。でもこのビックツリーさんは水を使用されていない、流域のため池を使用されるそうです。だから、霜が降りないで水があるっていうのは、私は楽しみねって思っております。すみません。他にご意見はございませんか。

委 員 なし。

議 長 ないようですので、議案第92号農用地利用集積計画のうち委員関係分の使用貸借新規分について、計画どおり決定をいたします。

～ 武部委員 着席 ～

続きまして、23ページ。議案第93号農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第93号農用地利用配分計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。A to Aで公社が貸し付ける分が1件でございます。議案24ページに配分計画、25ページに経営状況等を添付してございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

委員 なし。

議長 ないようですので、議案第93号農用地利用配分計画については、農業委員会の意見を付して提出をいたします。

続きまして、議案第94号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。スライドの準備をお願いします。

事務局 議案第94号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定について説明いたします。前方のスライドをご覧ください。

番号1です。申出人は調川町平尾免[REDACTED]、[REDACTED]氏で、土地の所在地は御厨町横久保免字高峯[REDACTED]、畑115㎡です。申出人によれば50年前以上も耕作していない農地とのことでありました。現地確認は12月14日に事務局と濱崎委員さんで行いました。スライドを一通りご覧ください。今見ていただいた所で、申出地は県道から一段高い位置にある土地の一角で、スライドにありますように擁壁の真上にある細長い農地でした。そこまでの進入路ですが、北西に進入路があったようですが、現在は既に竹や雑木に覆われておりまして、中に入るのも困難な状況でした。申出地につきましては半分ほど雑木等が生い茂っており、山林化の様相を呈してありました。それ以外の場所につきましては蔦などが茂った状態で、農地として利用していた様子は全くと言っていいほど確認できない状況でした。以上の様な状況からしまして、農地への復旧は困難で、土地の所在する場所からして仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがございませんので、現況を原野として非農地とすることが妥当であると考え次第です。本日は濱崎推進員が欠席されておりますが、現地調査の際には現状からいたしまして非農地判断もやむを得ないと話されておりましたので、申し添えいたします。

続きまして、番号2です。申出人は福島町土谷免[REDACTED]、[REDACTED]氏で、土地の所在地は福島町土谷免字白米[REDACTED]番、田115㎡です。申請地は土谷公民館から北西に400mいった所でございます。申出人によりまして、20年前以上も前から現在まで耕作しておらず現在に至っているとのことでありました。現地調査は12月8日に事務局と福島支所の吉田参事、太田農業委員とで行いました。まずは一通り写真をご覧ください。申出地は

山の中にある農地でした。進入路も確認できず、南側に水路がありまして、そこを歩いて入ったところです。中の様子はスライドのとおりで、竹が茂りまして、農地として利用していた様子は確認できませんでした。以上のことから、農地への復旧は困難で、土地の所在する場所からいたしまして仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがございませんので、現況を山林として非農地とすることが妥当であるとする次第です。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 それでは再開します。番号2番について、地元委員の8番太田委員のご意見を伺いたいと思います。

農業委員 8番農業委員の太田です。先ほど事務局から説明があった通りで、耕作も20年以上やっていない、そしてスライドで見たとおり、周りも竹林になっていて、耕作しても価値が無いということが事務局と話し合った通りでございました。そのことによりご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただ今地元委員さんかのご意見を伺いました。各委員さんから何かご意見はございませんか。1番と2番について。
 よろしいでしょうか。

委 員 はい。

議 長 それでは、ご意見が無ければ議案第94号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については、非農地通知を交付するものといたします。

 以上を持ちまして、本日の付議事項全ての審議が終わりました。ありがとうございました。

 続きまして、協議事項となっております。事務局からお願いいたします。

事務局 はい。本日は、協議事項はございませんが、ご報告ということで連絡させていただきます。

 【松浦農業委員会だより第24号について】

 【全国農業新聞の推進について】

 【運営委員会委員の変更について】

 【活動記録簿について】

議 長 皆様方にとりましては、年末の大変ご多忙な時期に慎重にご審議いただきましてありがとうございました。これを持ちまして閉会をする訳ですが、あと5日で本年も終わります。来る令和5年が皆様方にとりましても本当に幸多い年になりますようご祈念申し上げ、閉会をさせていただきます。来年1月の総会は1月27日（金）開催といたします。（場所 市民ホール）今年一年お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉 1 4 時 3 2 分